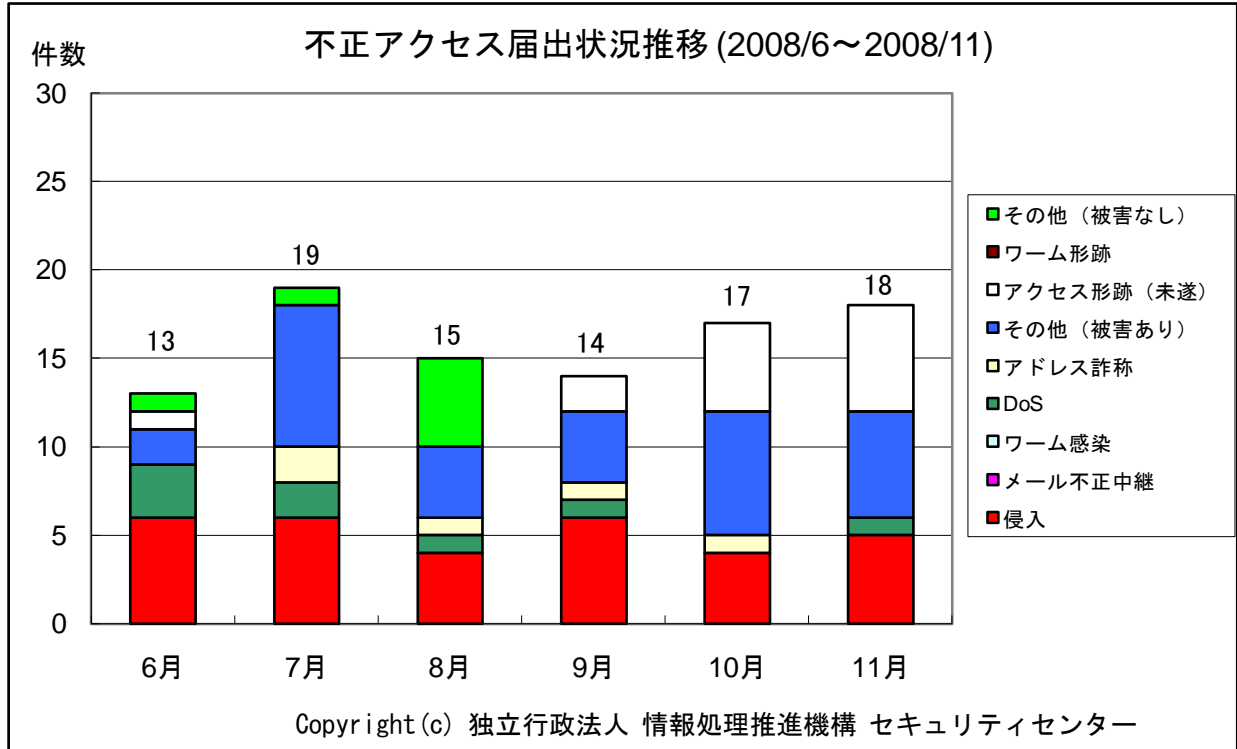


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2008年11月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1)不正アクセス届出件数の月別推移



(2)不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	6月	7月	8月	9月	10月	11月
侵入	6	6	4	6	4	5
メール不正中継	0	0	0	0	0	0
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
DoS	3	2	1	1	0	1
アドレス詐称	0	2	1	1	1	0
その他(被害あり)	2	8	4	4	7	6
アクセス形跡(未遂)	1	0	0	2	5	6
ワーム形跡	0	0	0	0	0	0
その他(被害なし)	1	1	5	0	0	0
合計(件)	13	19	15	14	17	18

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

(3)届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

分類	届出件数					
	2008年11月		2008年10月(前月)		2007年11月(前年同月)	
一般法人ユーザ	5	27.8%	4	23.5%	7	46.7%
個人ユーザ	9	50.0%	10	58.8%	5	33.3%
教育・研究機関	4	22.2%	3	17.6%	3	20.0%
合計(件)	18		17		15	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100% ちょうどにならない場合があります。

(4)被害原因別件数

11月に届出されたうち被害のあったもの12件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が2件、古いバージョン使用・パッチ未導入が2件、などでした。

原因	届出件数					
	2008年11月		2008年10月(前月)		2007年11月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	2	16.7%	4	33.3%	3	27.3%
古いバージョン使用・パッチ未導入	2	16.7%	2	16.7%	3	27.3%
設定不備	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	6	50.0%	5	41.7%	2	18.2%
その他(DoSなど)	2	16.7%	1	8.3%	3	27.3%
合計(件)	12		12		11	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100% ちょうどにならない場合があります。

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・ 通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・ 通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・ 経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

■お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
加賀谷/花村/望月

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp